

新潟市市民活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第17号

新潟市市民活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市民活動支援センター条例施行規則（平成16年新潟市規則第41号）の一部を
次のように改正する。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とする。

別表を削る。

別記様式第1号から別記様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。